

学校生活の約束事について

(1) 服装

①通学服

- ・通学時は標準服を着用する。

(休日、長期休業中の部活動の登下校は部活動で認めているものについて可)

男子	冬服	(上衣)	黒詰め襟学生服
		(下衣)	黒長ズボン
	夏服	(上衣)	白無地カッターシャツ・白ポロシャツ
		(下衣)	黒長ズボン
女子	冬服	(上衣)	濃紺ダブルスーツ、 ブルーのボウタイ
		(下衣)	濃紺スカート (24 追いかけひだ)
	夏服	(上衣)	白無地カッターシャツ・白ポロシャツ
		(下衣)	濃紺スカート (24 追いかけひだ)

②更衣時期は特にもうけていない。

- ・一般的な目安として次の通りとする。

夏服	6月1日～9月30日
冬服	10月1日～5月31日

③名札はいつも定められた位置に付ける。

④通学時に防寒着を学生服・ブレザーの上から着るのを認める。

⑤学生服・ブレザーの中にフード付きの服(パーカー)を着用しない。

⑥校舎内では防寒着・防寒具は着用しない。(コート・マフラー・手袋等)

⑦シャツ・ベルトなどは華美にならないようにする。

⑧靴下、ストッキングは、制服にふさわしいものとする。

⑨体育用服装

男女共通(上・下) 紺色で赤ライン入りジャージ
白半袖シャツ(マーク入り)、男女共通クォーターパンツ(紺)

⑩シューズ

下靴は運動靴とする。ただし高価なものは、できるだけ避けること。

上靴(一般で売られている物。色は白をベースとする)

体育館(学校指定)

(2) 頭髪・身なり

頭髪は常に清潔にし、ヘアースプレー等でかためない。

パーマ、染色、脱色などしない。

男子 前髪が目にかからないのが望ましい。

女子 頭髪が襟をこえる場合は、ゴムひもで束ねるのが望ましい。

リボンなど派手なアクセサリは用いない。

化粧やマニキュアをしない。また、ピアス、ネックレス、ブレスレットなどのアクセサリ一類はつけない。

(3) 所持品

- 1) 生徒カードを携帯する。
- 2) 学習に不必要なものは持ってこない。
＜携帯電話やスマホ・ゲーム類・マンガ・音楽プレーヤーなど＞
- 3) 自分の持ち物には必ず記名する。(体育館シューズ等)
- 4) 余分な現金は持たない。
- 5) バスの定期や現金などの貴重品は、朝に担任に預ける。
- 6) 腕時計は登下校時のみの使用とし、校舎内ではつけない。

(4) 登校・下校

- 1) 登校・下校は交通規則を守り、安全に注意する。
- 2) 自転車通学については次の通りにする。
◇自転車通学を申請する際には、必ず保険の加入証明書のコピーを一緒に出すこと。
自転車条例の改正により義務化されたので、コピーを出さないと自転車通学の許可が出ません。
◇**自転車を許可する地域**
☆大石学区 小田原、龍門、曾束（富川はスクールバス）但し、大石バス停まで
☆南郷学区 内畑・外畑、及び南郷五丁目・南郷六丁目の特別許可地域
※上記校区以外及び校区外からの自転車通学は認めていません。
◇次のことを守ること
*改造自転車は禁止
*付属品は必要なものとどめる。(ライト・ベル・鍵)
*ヘルメット(使用許可シールの貼られた物)を必ず着用する。
*いつも整備しておく(ライト・ブレーキ)
◇違反したときは一時停止か許可証を取り消すことがある。
自転車通学生には許可証を発行する。(許可制)
- 3) バスの乗車マナーをしっかり守り、他人に迷惑をかけない。
- 4) 登下校の際、店への立ち寄りとは原則禁止とする。
- 5) 登校したら下校まで勝手に校外に出ない。
- 6) 変質者、不審者、不審車両に十分注意すること。

(5) 届け出

- 1) 病気・事故による欠席・遅刻・早退は、保護者から学校に届け出ってもらうこと。
電話での連絡は8:00～8:15の時間帯。
- 2) 学校伝染病などで欠席の場合は、必ず医師の診断により保護者が必ず欠席連絡をする。
(インフルエンザ等の場合は診断書不要)
- 3) アルバイトは原則として禁止。(必要のある場合は学校へ届け出る)